

## 第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～ 後期策定業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務

### 2 委託業務の目的

うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～の計画期間は、2019（平成31）年度から2028（令和10）年度となっており、中間年の令和5年度には計画の見直しを図り、社会状況の変化に対応するとしていることから、新たにうるま市の男女共同参画に関しての現状、市民意識、近年の男女共同参画関連施策の動向を踏まえた、市の男女共同参画事業を推進するための指針となる「第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定に係る業務を委託する。

### 3 委託期間

委託業務を締結した日から令和6年9月30日まで

### 4 業務内容

#### （1）計画準備

受託者は本業務の目的及び計画策定に必要な関連事項、社会情勢や国、県の男女共同参画に関する計画を把握し、業務の工程及び全体の作業方針を立案し、必要な検討事項、作業内容、計画の構成等を整理する。

#### （2）業務計画書、連絡体制表の提出

本業務委託契約の締結後、速やかに委託者と打合せを行い、委託者の承認を得て、業務フロー、業務スケジュールを記載した業務計画書及び管理責任者、主任者等を記載した連絡体制表を提出する。

#### （3）行動計画後期の期間

行動計画後期 令和6年度～令和10年度までの5年間

#### （4）市民意識調査の実施

住民等の男女共同参画に関する意識を調査し、課題の把握を行う。

##### ① 調査の実施

##### ア 調査対象

市民2,000人、市内中学校2年生1,350人、事業所200件、市職員全員

##### イ 調査票

A4判両面刷りとし、対象ごとに内容の異なる調査票を受託者が用意すること

##### ウ 調査方法

市民・事業所については郵送配布、郵送回収とし、それらにかかる通信費などの費用は全て受託者の負担とする。市職員についてはグループウェア、市内中学校はタブレットを利用する。

##### エ 調査期間

契約締結後、委託者と受託者で協議の上、決定する。

② 調査結果の集計、分析及び調査報告書の作成

ア 調査結果を集計し、本市における現状と課題を整理、グラフ等に分かりやすく表示するとともに、データから見る本市の特徴点など分析し、調査結果の総括を行うこと。

イ 調査報告書の構成は本市と受託者で協議の上、決定すること。

(5) 男女共同参画施策の基礎データの収集・整理

① 第2次行動計画施策（前期）の検証

前期計画（H31～R4年度）の進捗状況の評価

② 市の上位計画及び関連計画の検証

総合計画、次世代育成支援計画、地域福祉計画、健康うるま21計画等

③ 国・県等の動向の把握

ア 男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画（第5次）

沖縄県男女共同参画計画（第6次）

イ 関連法令（DV防止法、次世代育成支援対策推進法、雇用機会均等法等）及び国が示す指針等の精査・分析、他の自治体の動向把握に関すること。

(6) 会議等の運営支援

受託者は次の会議に出席し、資料作成、議事録作成や提言等をまとめ、結果をその後の作業に反映させる。

① うるま市男女共同参画審議会（3回程度）

② うるま市男女共同参画推進本部（3回程度）

③ 庁内作業部会（3回程度）

(7) パブリックコメント実施の支援

① パブリックコメント用資料の作成

② 提出された意見の集計

(8) 成果物

下記仕様に基づき、納品すること。また、根拠資料及び関連資料も併せて納品すること。

① 「うるま市男女共同参画に関する市民の意識と実態調査報告書」

100部（A4版 70ページ程度 白黒）

電子データ（CD等電子媒体で閲覧及び修正が可能な形式）についても納品すること。※納付期限：令和6年7月末

② 「第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期」

200部（A4版 100ページ程度 フルカラー10項 2色90ページ程度）

※納付期限：令和6年9月末

③ 「第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期」概要版

300部（A4版 8ページ程度 フルカラー）

電子データ（CD等電子媒体で閲覧及び修正が可能な形式）についても納品すること。※納付期限：令和6年9月末

## 5 権利関係

この業務の成果品に関する著作権等一切の権利は、うるま市に帰属するものとする。

## 6 法令遵守

本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 7 守秘義務

本業務において知り得た個人情報については、適正に管理し、契約期間中のみならず、契約終了後も第三者に漏らしてはならない。

## 8 その他

- (1) 本仕様書については、業務委託に係る基本的な考え方を示すものであることから、企画提案書等の内容を踏まえ、委託者と受託者との協議により決定する。
- (2) 計画策定に当たっては、委託者との連絡を密に行い、進捗状況を報告しながら業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、その指示に従うこと。